コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

JB ELEVEN CO.,LTD
最終更新日:2015年6月4日
株式会社JBイレブン
代表取締役社長 新美 司
問合せ先:取締役 亀岡 巧
証券コード:3066

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株式公開企業として社会正義のもと、企業価値の増大・最大化を図ることが企業統治の原点であるとの認識のもとに、株主を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等と良好な関係を保ちつつ、適法適正な経営執行を遂行し、企業の目的の達成に努めております。
経営執行においては、会社法、金融商品取引法を始め諸法令を遵守することはもとより、当社の企業理念、経営方針および業績等を適時・的確に開示し、経営の公正性・透明性を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新美　司	541,600	15.44
椋本　充士	345,600	9.85
株式会社グルメ杵屋	271,600	7.74
尾家産業株式会社	176,800	5.04
有限会社エヌアイエムホールディングス	125,004	3.56
JBイレブン社員持株会	111,760	3.19
アリアケジャパン株式会社	98,800	2.82
新美　さよ子	93,520	2.67
サッポロビール株式会社	84,000	2.39
株式会社折兼	82,000	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新　名古屋 第二部

決算期　3 月

業種　小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数　100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高　100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
椋本　充士	他の会社の出身者							○				
寺岡　成晃	他の会社の出身者							○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
椋本　充士		大株主である株式会社グルメ杵屋の代表取締役社長であります。平成22年9月22日に責任限定契約を締結し継続しております。	株式会社グルメ杵屋の代表取締役社長ならびに同社の子会社であるともえ商事株式会社の代表取締役社長の経験等、会社経営の専門家としての豊富な経歴を通じて培った見識を当社の経営に活かしていただきたいため、選任しております。
寺岡　成晃		大株主である株式会社グルメ杵屋の取締役であります。平成22年9月22日に責任限定契約を締結し継続しております。	株式会社グルメ杵屋の子会社である株式会社アーシーチャイニーズファクトリーの代表取締役社長の経験等、中華分野を含めた飲食業全般の経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査を担当する部署として内部監査室を設置し、内部監査室長1名が専任者となり監査業務を行っており、必要ある場合は代表取締役社長の承認を得て、他の部署の者を監査業務に従事させております。内部監査室長は、年度監査計画書に基づき、当社の本社・本部機能を始め、名古屋センター、有松工場ならびに各営業店舗についての業務運営状況の監査を実施しており、その結果を代表取締役社長に報告、具体的には、諸規程の遵守状況、内部管理制度の運用状況、店舗運営状況等を監査し、監査役および監査法人とも連携を密に行っております。

監査役は、取締役の業務執行状況の監査をするとともに、取締役会その他重要な会議の出席、関係書類・帳簿の精査および諸規程の遵守状況等についての監査を実施しており、定期的に監査役会を開催し監査役3名の内2名は社外監査役（非常勤）で、経営に対する監視強化を図っております。また、監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査結果の報告を求め、必要に応じて監査内容等に関する情報交換を行っております。また監査役は会計監査人から決算の監査結果講評を聴取し、監査上の留意点等について、適宜適切に処置している他、必要に応じて会合を持ち、相互の機能を補充しながら厳正かつ効率的監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村　元泰	公認会計士													
岩瀬　余止秀	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村　元泰	○	木村元泰会計事務所代表を兼務しておりますが、当社と同会計事務所との間に重要な取引関係はありません。平成21年9月24日に責任限定契約を締結し継続しております。	公認会計士、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため選任しております。
岩瀬　余止秀		大株主である株式会社グルメ杵屋の常勤監査役であります。平成23年9月21日に責任限定契約を締結し継続しております。	企業経営者、監査役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　　1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　　実施していない

該当項目に関する補足説明

当社グループの現時点での業績を踏まえ、現在の役員報酬が適切であると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬は開示しておりませんが、取締役に支払った総額と監査役に支払った総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、平成8年8月30日開催の株主総会において、取締役全員の報酬総額の最高限度額を年額200百万円以内（ただし使用人分給与は含まない）と決議されております取締役の報酬等は基本報酬のみであり、その報酬額は役位、職責等に応じ、かつ代表取締役が各取締役を評価し、その業績、経営環境等を考慮して決定しております。
監査役の報酬につきましては、平成8年8月30日開催の株主総会において、監査役全員の報酬総額の最高限度額を年額20百万円以内と決議されております監査役の報酬は基本報酬のみであり、その報酬額は監査役の協議により決定しております

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、社外取締役および社外監査役の職務を補佐する選任スタッフはおりませんが、緊急時の情報伝達および取締役会開催に際しての資料の事前配布に関しては、必要に応じて総務部がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、原則として、月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。また、取締役会規程並びに執行役員規程に基づき、執行役員を取締役会に出席させると共に報告等を求めております。これらにより、適切なる決議と決議内容の迅速・的確な業務執行を推進しております。
会社法の定めるところにより、当社は監査役会を設置しており、監査役の協議により担当を決め、各監査役が個別に監査にあたっております。監査役3名の内2名は社外監査役（非常勤）で、経営に対する監視強化を図っております。また、桜橋監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人の会計監査を受けております。
指名、報酬等の決定は取締役会で決議しております。なお、監査役報酬におきましては監査役会の決議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループにおいては、事業の内容、規模等を総合的に勘案し、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より2日程前に発送するようにしております。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株式会社名古屋証券取引所主催のIRエキスポに参加し、個人投資家向けに説明会の開催を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社グループホームページにIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、諸規程の整備や社長直属の内部監査室の設置などにより、組織的な業務運営を行える体制を構築し、内部管理体制を強化しております。内部監査については、監査役や監査法人との連携のもとに、定期的に意見交換を行いながら業務監査を実施し、内部管理体制強化に効果をあげております。

役員の構成は、取締役6名（内、社外取締役2名）と監査役3名（内、社外監査役2名）の経営体制で、毎月の取締役会において重要事項に関する決議、業績等の進捗管理を行い、迅速な意思決定、業務遂行ができる体制としており、監査役は、監査計画に基づき被監査部門に対して関係書類の閲覧、立会いおよび面談等により実施し、取締役会、経営会議その他重要な会議へも出席し、取締役の業務執行状況、財産管理状況を監査しております。

また、法律顧問として、弁護士と顧問契約しており日常発生する法律全般に関して指導・助言を受けられる体制を整えております。なお、顧問弁護士とは、人的・資本的な取引関係やその他の利害関係はありません。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「倫理綱領」に定め、基本方針としております。また、必要に応じて警察や顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携を取ります。

なお、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防ぐため、愛知県外食産業暴力対策協議会に加盟し、反社会的勢力に関する情報を毎年行われる定時総会や情報交換会へ参加して、情報収集を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在、当社グループでは買収防衛策を導入しておらず、また、買収防衛策の導入予定もありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

未公表の重要事実等の適切な管理、および内部者取引の未然防止のため、総括管理責任者および管理責任者を設置しております。

(1)総括管理責任者
内部情報等に関する事項を総括して管理する者で、経理部担当役員がこれにあたるものとしております。

(2)管理責任者
各部署における内部情報等に関する事項を管理する者で、関係部室長がこれにあたるものとしております。

【参考資料：模式図】

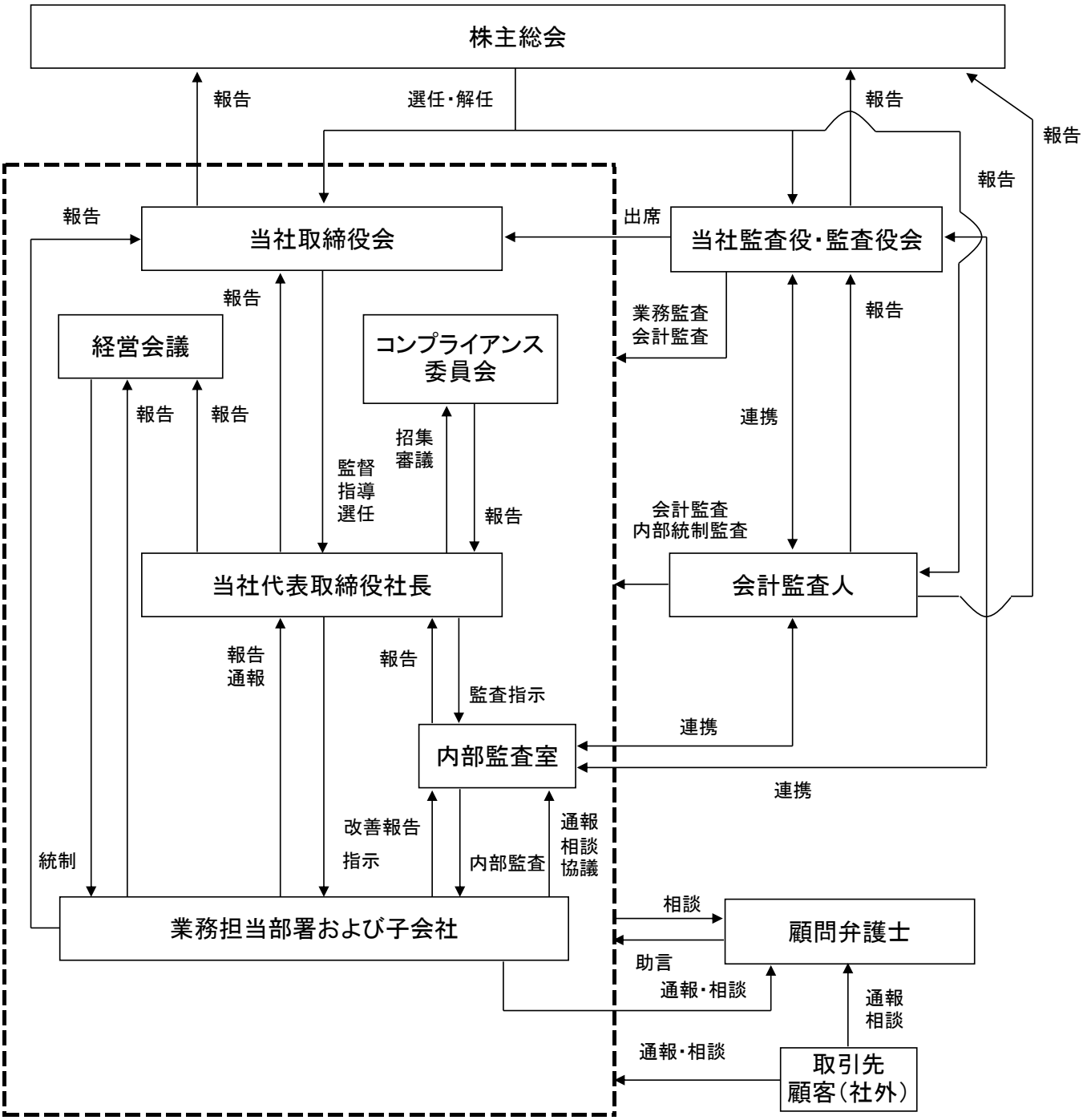
株主総会
報告
選任・解任
報告
報告
報告
報告
当社取締役会
出席
当社監査役・監査役会
報告
経営会議
コンプライアンス委員会
業務監査
会計監査
報告
報告
報告
連携
招集
審議
監督
指導
選任
報告
会計監査
内部統制監査
当社代表取締役社長
会計監査人
報告
通報
報告
監査指示
連携
内部監査室
連携
改善報告
指示
内部監査
通報
相談
協議
統制
相談
業務担当部署および子会社
顧問弁護士
助言
通報・相談
通報
相談
通報・相談
取引先
顧客（社外）